

令和 3 年 5 月 28 日

総 務 大 臣  
武 田 良 太 殿

情報通信行政・郵政行政審議会  
会 長 川 濱 昇

答 申 書

令和 3 年 3 月 26 日 付け 諮問 第 3138 号 を も っ て 諮問 され た 事案 につい て、審議 の 結果、下記 の と おり 答申 する。

記

本件、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数は諮問のとおり設定することが適当と認められる。

以上